

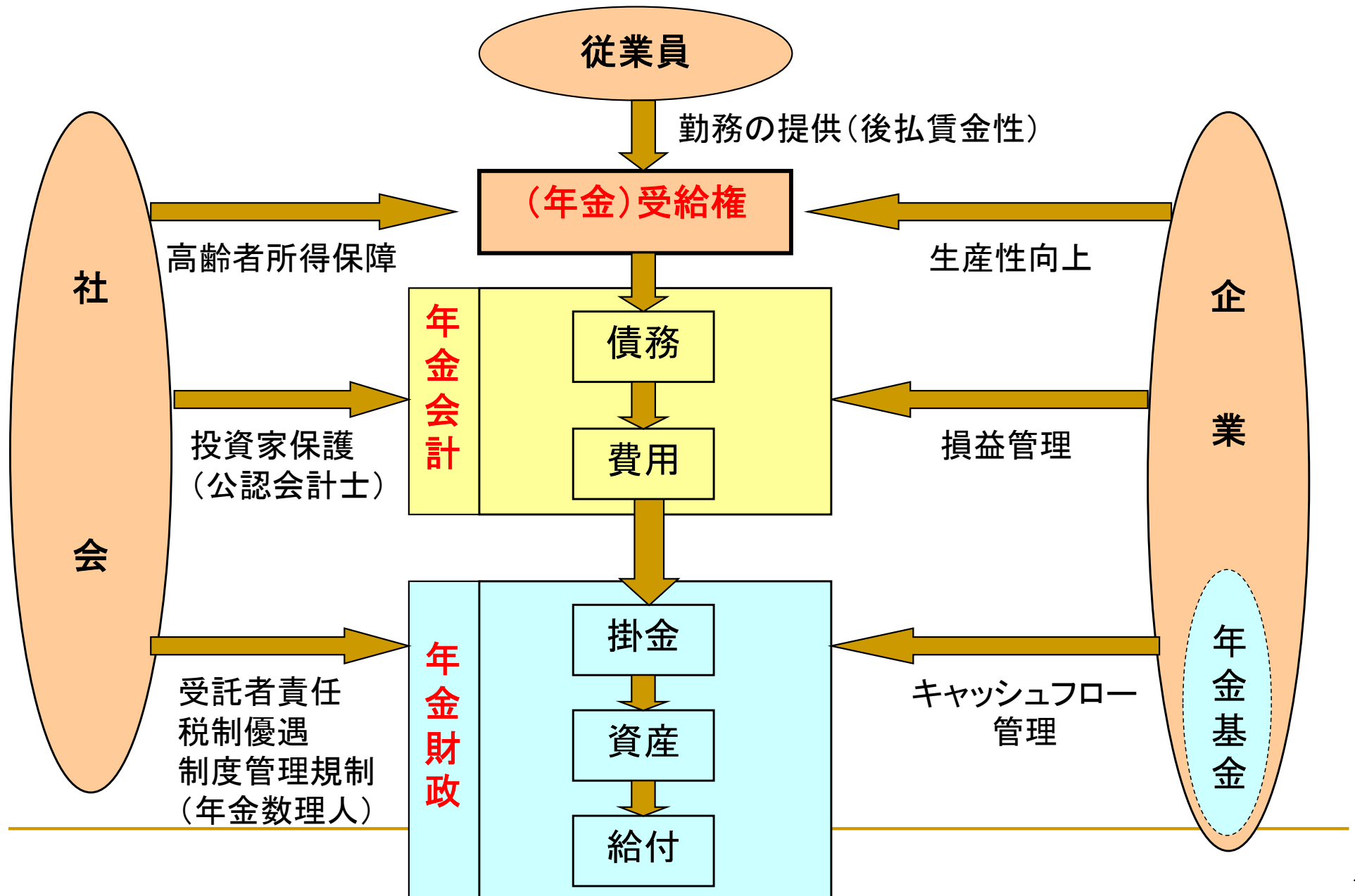
# 退職給付会計（年金会計）

- I 退職給付制度の構造の全体イメージ
  - II 企業会計の基本
  - III 年金会計の変遷
  - IV 日本の退職給付会計
- (参考) 日本年金数理人会の該当試験

2022年6月

年金数理人 久保知行

# I 退職給付制度の構造の全体イメージ



# Ⅱ 企業会計の基本

## <財務諸表の構造>

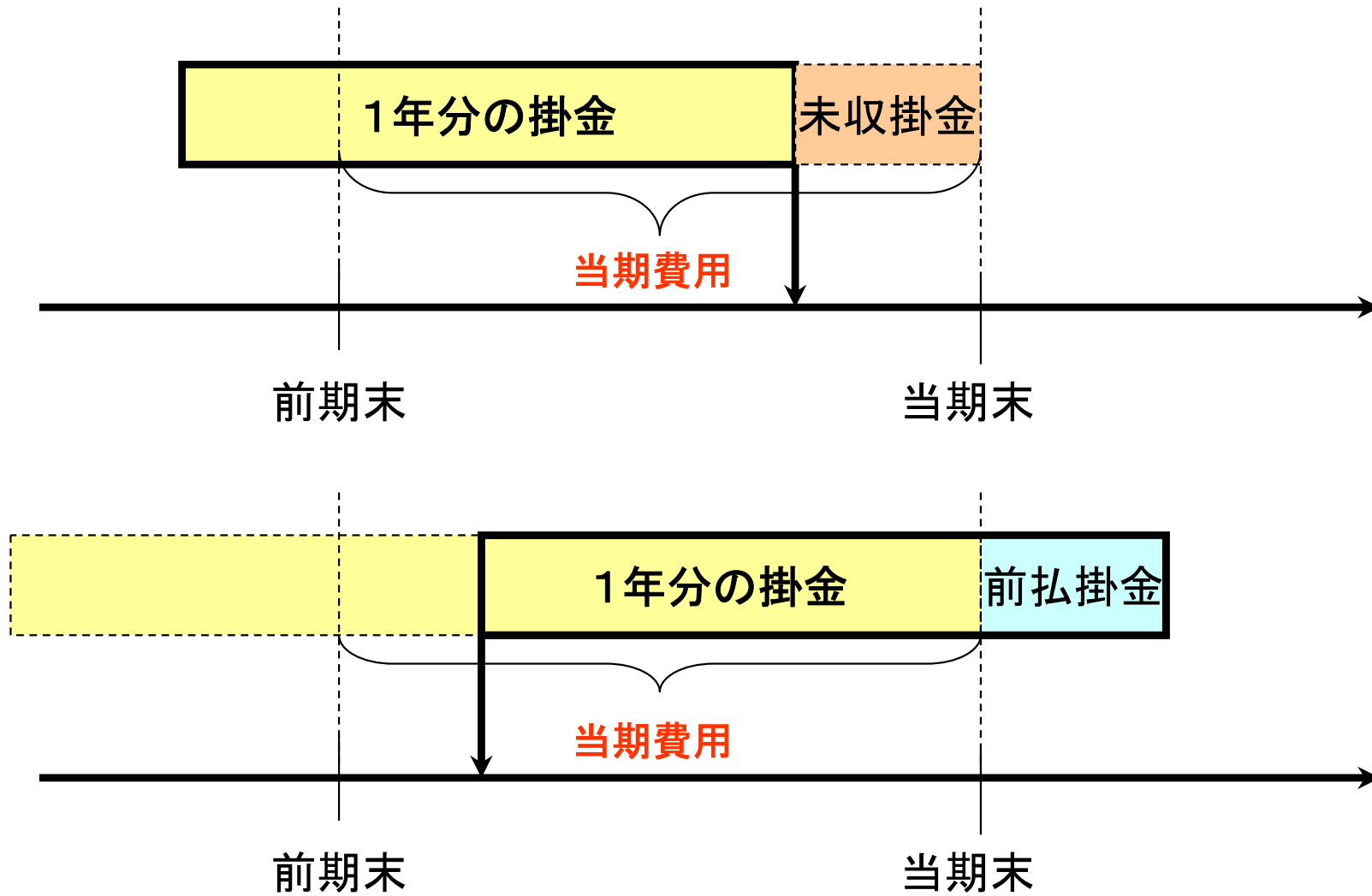
貸借対照表 (B/S)

|     |     |             |
|-----|-----|-------------|
| 資 産 | 負 債 | ← (純)退職給付債務 |
|     | 資 本 |             |
|     | 利 益 |             |

損益計算書 (P/L)

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| ← 退職給付費用 | 費 用 | 収 益 |
|          | 利 益 |     |

## < 発生主義 >



# Ⅲ 年金会計の変遷

<現在の年金会計に至るまで>

実際掛金 = (年金)費用

発生掛金 = (年金)費用

<1974年米国において企業年金法が成立>

掛 金  $\neq$  (年金)費用

(年金)負債

1985年 事業主の年金会計(FAS87)

年金財政と年金会計を分離

その後の国際会計基準(IAS19)および日本の退職給付会計も準拠・踏襲

## <FAS87制定に至った問題意識>

- 様々な財政方式や償却処理を認めている。
- 年金費用の人為的な平均化や平滑化を許している。
- ある種の負債を制度提供者の負債として認識できていない。
- 基礎率の選択に自由を与えすぎている。
- 年金制度の枠組みの中では支給されない引退後給付を無視している。

## <FAS87基準の前提>

- ① 年金は、後払い報酬の一部であること
- ② 事業主は、加入者個々人に対して究極的な支払責任を負うこと
- ③ 制度は無限に継続すると仮定されること
- ④ 加入者の発生給付は、将来の給付額のうち現時点までの勤務年数に対応するものであること
- ⑤ 制度発足や改定前の期間にかかる給付の評価は、将来の企業利益の源泉であること
- ⑥ 年金制度は別個の法主体であり、企業自体とは区別されるものであること

# IV 日本の退職給付会計

## <制定の時期と背景>

1998年6月16日 企業会計審議会

「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」

2000年4月1日以降に始まる事業年度から適用

- 国際的にも通用する会計処理及びディス クロージャーを整備
- 企業から直接給付される退職金と企業年金制度から給付される退職給付を合わせた包括的な会計基準
- 支出の原因の発生時に費用を認識する「発生主義」の考え方を採用し、IAS(国際会計基準)との調和を図る

## <改正>

2012年5月17日 企業会計基準委員会

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」

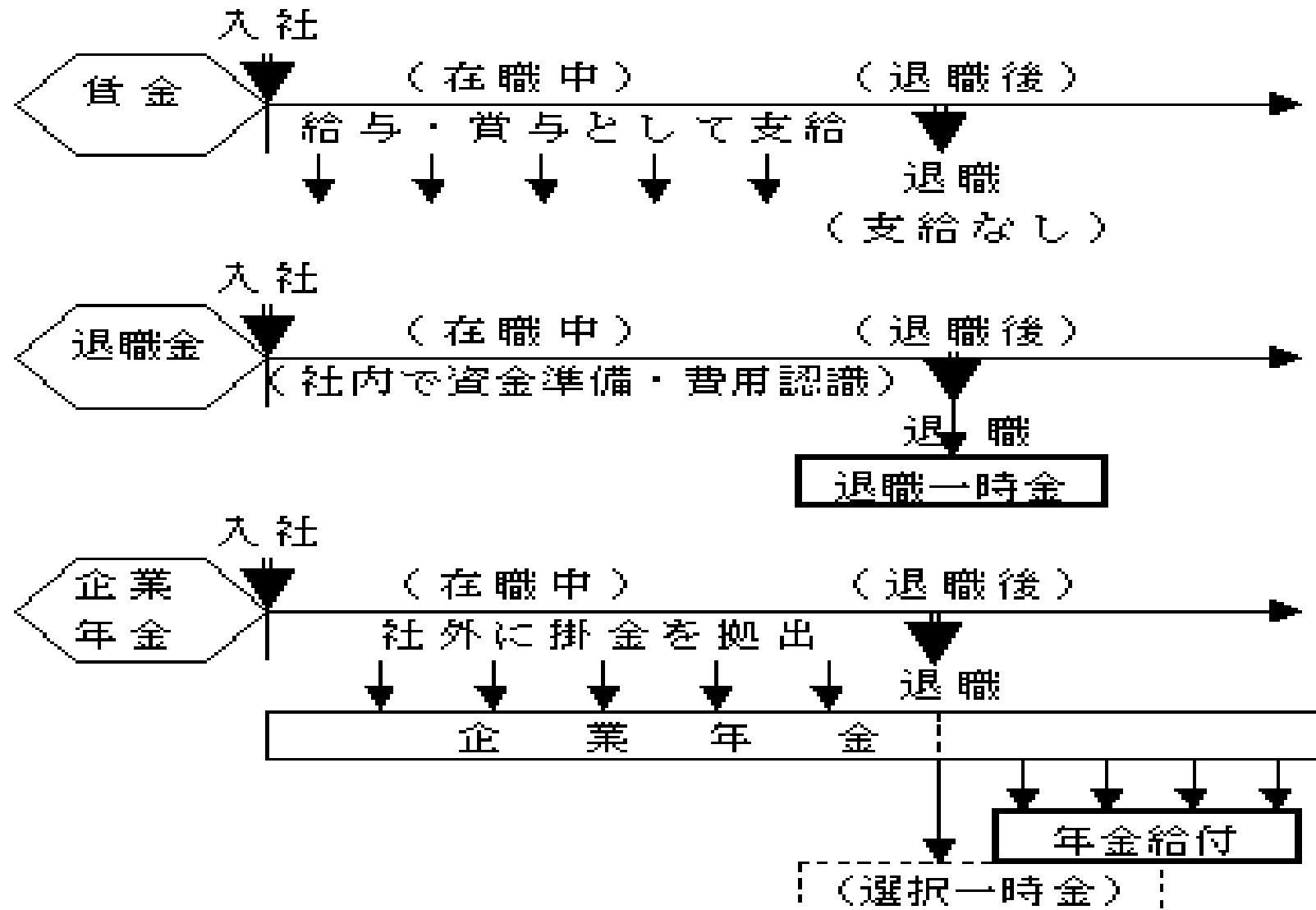
企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」

([https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/taikyu-4/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyu-4/))

- 財務報告を改善する観点及び国際的な動向を考慮



# <退職金と企業年金の準備と支給の違い>



## <退職給付に関する会計基準の内容①>

**目的:**退職給付に関する会計処理及び開示を定めること

**範囲:**一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に支給される給付(退職給付)の会計処理に適用(役員退職慰労金除く)

**用語の定義:**

「**確定拠出制度**」一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度

「**確定給付制度**」確定拠出制度以外の退職給付制度

「**退職給付債務**」退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたもの

「**年金資産**」特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約(退職金規程等)等に基づき積み立てられた次のすべてを満たす特定の資産

- (1)退職給付以外に使用できないこと
- (2)事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること
- (3)積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等が禁止されていること
- (4)資産を事業主の資産と交換できないこと

## <退職給付に関する会計基準の内容②>

### <確定給付制度の会計処理>

貸借対照表：退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債として計上  
(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、資産として計上)

損益計算書及び包括利益計算書(又は損益及び包括利益計算書)：当期に係る**退職給付費用**を、当期純利益を構成する項目に含めて計上

$$\begin{aligned} \text{退職給付費用} = & \text{①勤務費用} + \text{②利息費用} - \text{③期待運用収益} \\ & + \text{④数理計算上の差異の当期処理額} + \text{⑤過去勤務費用の当期処理額} \\ & (\text{+会計基準変更差異の当期処理額}) \end{aligned}$$

- ①勤務費用：1 期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付
- ②利息費用：割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息
- ③期待運用収益：年金資産の運用により生じると合理的に期待される計算上の収益
- ④数理計算上の差異：年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異
- ⑤**過去勤務費用**：退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分

# <財務諸表における取扱い>

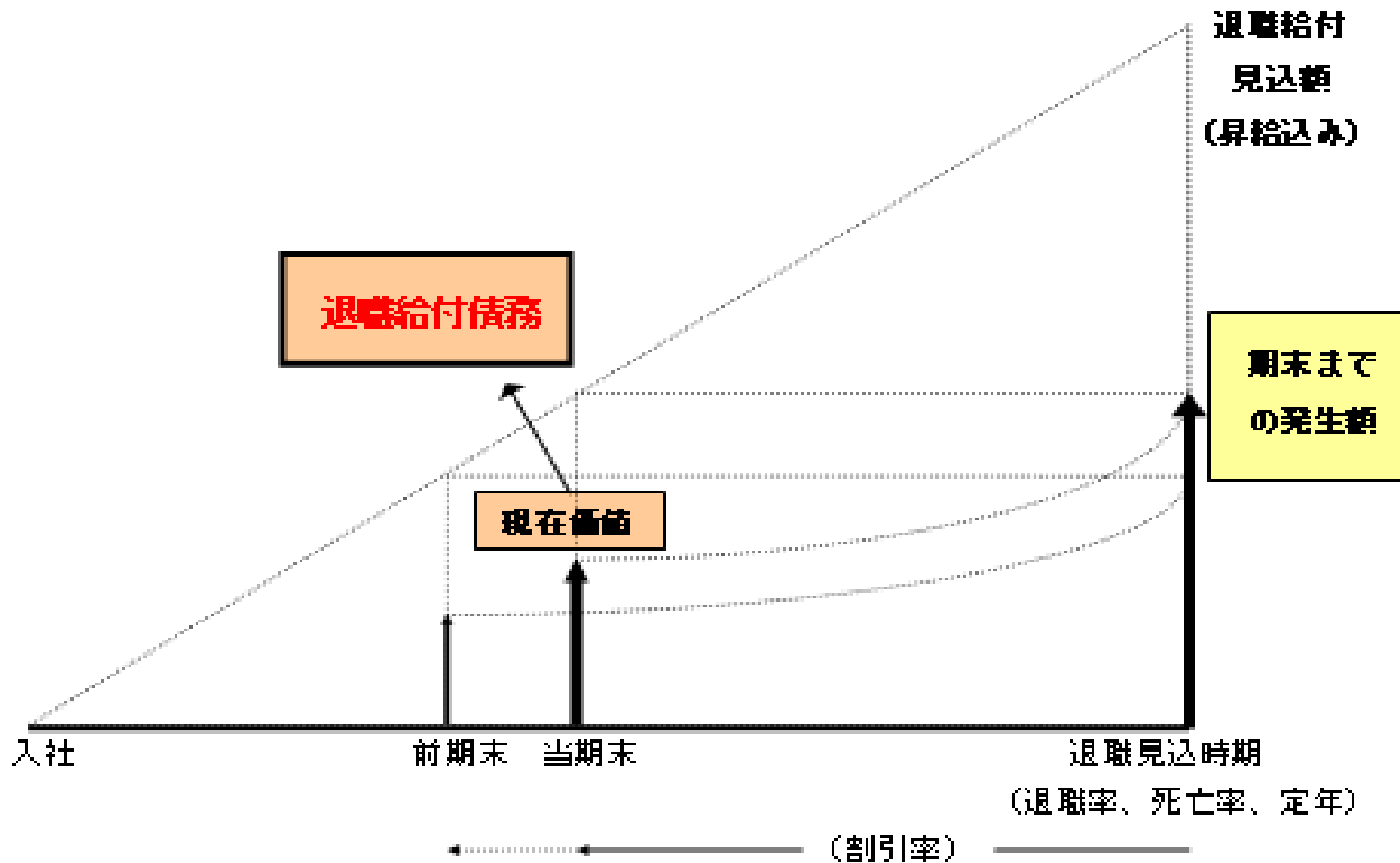
貸借対照表 (B/S)

|     |     |               |
|-----|-----|---------------|
| 資 産 | 負 債 | (純)退職給付債務     |
|     | 資 本 | (退職給付債務一年金資産) |
|     | 利 益 |               |

損益計算書 (P/L)

|        |     |     |
|--------|-----|-----|
| 退職給付費用 | 費 用 | 収 益 |
|        | 利 益 |     |

# <退職給付債務のイメージ>



## <計算例（『新版 年金数理概論』（日本年金数理人会） p114）>

〔前提〕 入社年齢 20 歳，現在年齢 45 歳の従業員が，60 歳で退職し 2,000 万円の退職金を受け取るとする。

〔計算〕

- ・ 将来の退職給付総額 = 2,000 万円
- ・ そのうち期末までの勤務により発生した額（期間定額基準に基づく場合）  
= 2,000 万円 × (25 年 ÷ 40 年) = 1,250 万円
- ・ 退職給付債務

割引率 = 3% の場合

退職給付債務 = 期末までの勤務により発生した額

$$\begin{aligned} & \times \left\{ \frac{1}{(1 + \text{割引率})} \right\}^{(\text{定年年齢} - \text{現在年齢})} \\ & = 1,250 \text{ 万円} \times \left\{ \frac{1}{(1 + 0.03)^{(60 - 45)}} \right\} \\ & = 1,250 \text{ 万円} \times 0.6419 = 802 \text{ 万円} \end{aligned}$$

## <退職給付に関する会計基準の内容③>

退職給付見込額の期間帰属：退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない

(1) **期間定額基準**：退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法

(2) **給付算定式基準**：退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法(勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。)

割引率：安全性の高い債券の利回りを基礎として決定

年金資産：期末における時価(公正な評価額)により計算

期待運用収益：期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率(長期期待運用収益率)を乗じて計算

## <退職給付に関する会計基準の内容④>

**数理計算上の差異**:原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間(平均残存勤務期間)以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理(当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上)

**過去勤務費用**:原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する(当期に発生した未認識過去勤務費用は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上)

**小規模企業等における簡便な方法**:期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等の簡便な方法を用いて、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算することができる。

### <確定拠出制度の会計処理>

当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理



## (参考) 日本年金数理人会の該当試験

<科目> 年金法令・制度運営 (会計・経済・投資理論も必要)

<内容> 職業倫理並びに年金制度に関する法令・通知、設計、財政運営及び退職給付制度に関する会計・税務

<細目> 退職給付制度(退職金制度、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度)に関する会計並びに税務

問題 5. (平成24年度) <http://www.jscpa.or.jp/become/test/past/h24.html>

企業会計基準委員会が平成24年5月17日に公表した「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、本会計基準という。)で規定される「退職給付債務及び勤務費用の計算」について、各設問に答えよ。(12点)

(1) 退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額(退職給付見込額)のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算すると規定されているが、退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額の計算方法(退職給付見込額の期間帰属方法)について簡記せよ。(以下略)

実務基準／退職給付会計 <http://www.jscpa.or.jp/database/account/index.html>